**社会医療法人債権者集会招集公告**

**【医療法第五十四条の七第一項の規定において準用する会社法第七百二十条第四項】**

**233**

　　　社会医療法人債権者各位

社会医療法人○○○○会は、左記の通り社会医療法人債権者集会を開催いたしますので公告いたします。

　　　　　記

一　集会の日時

令和○○年○○月○○日（○曜日）午後○時

一　集会の場所

　　東京都○○区○○町○丁目○番○号○○ビル第○○会議室

一　会議の目的事項

　　社会医療法人○○○○会第○回社会医療法人債の支払い猶予の件

一　電磁的方法による議決権行使の場合

**本社会医療法人債権者集会に出席しない社会医療法人債権者の方は、電磁的方法により議決権を行使することができます。その場合には、当法人の指定する議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って、行使期限までに議決権を行使してください。**

**アドレス　http://www.koukoku@gov-book.jp/**

**行使期限　令和○○年○○月○○日**

一　医療法第五十四条の七において読替えて準用する会社法第七百十九条第四号に規定する医療法施行規則第三十三条の十八で規定する事項

➀　社会医療法人債権者集会参考書類に記載すべき事項

　　○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

➁　書面による議決権の行使の期限

　　令和○○年○○月○○日午後○時

**➂　一の社会医療法人債権者が、同一の議案に対し重複して議決権を行使した場合において当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なる場合は、最後にされたものを有効な議決権の行使として取り扱います。**

　令和○○年○○月○○日　**（※①）**

　　○○県○○○市○○○町○○丁目○番○号

　　　　　　　　　社会医療法人○○○○○会

　　　　　　　　　　　　理事長　○○　○○

**◎赤字の部分は実情に合わせて書き換える。**

**（※①）**掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。

本公告の公告媒体について

　本公告は当該社会医療法人の社債発行会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、招集者が社会医療法人債発行法人以外の者である場合において、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でしなければならない。

関連条文

　医療法　第五十四条の七

　医療法施行令　第五条の六

　会社法　第七百三十五条（読替）